

平成20年1月25日 金曜日

官報

# 本号で公布された 法令のあらまし

法律の施行に伴い、海洋水産資源開発促進法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)

電波法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

政  
令

御名 御璽

内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年一月二十五日

◇電波法関係手数料令の一部を改正する政令(政令第一二号)(総務省)

- 電子情報処理組織を使用して無線局の免許等の申請をする者が納めなければならない手数料の額を引き下げることとした。(第二条第二項及び第四項、第六条ただし書、第八条ただし書並びに第九条ただし書関係)
- この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

4 この政令の施行に伴う所要の経過措置を規定することとした。(第四条及び第五条関係)

5 この政令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律(平成一九年法律第七七号)の施行の日(平成二〇年四月一日)から施行することとした。

政令第十二号

電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百三条の表一の項の項下欄中「七、〇〇〇」を「四、九〇〇」に、「三、一〇〇」を「二、一〇〇」に、「三、一〇〇」を「二、一〇〇」に、「九、九〇〇」を「七、二〇〇」に、「一、五、八〇〇」を「一、五〇〇」に、「三、一〇〇」を「二、一〇〇」に、「一、五〇〇」を「一、五〇〇」に改め、同表の表二の項の項下欄中「四、四五〇」を「二、九五〇」に、「一、三五〇」を「六、五〇〇」を「四、八五〇」に、「一〇、三〇〇」を「七、五〇〇」に改め、同表の表三の項の項下欄中「四、四五〇」を「三、三〇〇」に、「一、九五〇」を「一、三五〇」に改め、同項の次に次のように加える。

表四の項

		九、七〇〇		
		五、二〇〇		
		三九、一〇〇		
		五四、三〇〇		
		三九、一〇〇		
		九六、四〇〇		
		三三、七〇〇		
		一五四、二〇〇		
		一、三〇〇		
		六、〇〇〇		
		四六、二〇〇		
		七六、八〇〇		
		一三〇、八〇〇		
		一五二、四〇〇		
		一六七、八〇〇		
		九、三〇〇		
		六、二〇〇		
		二、三五〇		

表五の項

		九、七〇〇		
		五五、七〇〇		
		三四、六〇〇		
		四、三〇〇		
		八、六〇〇		
		六、〇〇〇		
		一、一七、二〇〇		
		一五四、二〇〇		
		一、三〇〇		
		六、〇〇〇		
		四六、二〇〇		
		七六、八〇〇		
		一三〇、八〇〇		
		一五二、四〇〇		
		一六七、八〇〇		
		九、三〇〇		
		六、二〇〇		
		二、三五〇		

◇漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第一四号)(農林水産省)

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律(平成一九年法律第七七号)(同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。)の施行期日を平成二〇年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日を平成二〇年四月一日とすることとした。

◇漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第一五号)(農林水産省)

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律(平成一九年法律第七七号)の施行に伴い、漁業法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。(第一条関係)

